

品川区商店街事業資金の貸付けに関する要綱

制定	平成 23 年 5 月 30 日	区長決定	要綱第 84 号
改正	平成 24 年 7 月 2 日	区長決定	要綱第 184 号
改正	平成 26 年 4 月 8 日	区長決定	要綱第 61 号
改正	平成 27 年 6 月 24 日	区長決定	要綱第 431 号
改正	平成 29 年 6 月 28 日	区長決定	要綱第 110 号
改正	平成 31 年 3 月 29 日	部長決定	要綱第 143 号
改正	令和 2 年 6 月 30 日	区長決定	要綱第 143 号
改正	令和 2 年 11 月 10 日	区長決定	要綱第 198 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 236 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、区内の商店街が実施する区、東京都または国の助成金の交付決定を受けた事業の円滑な実施を図るため、区が品川区商店街振興組合連合会（以下「区振連」という。）に貸付ける資金（以下「商店街事業資金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使 途)

第 2 条 商店街事業資金は、区振連が次の各号のいずれかに該当する者である商店街等に貸付ける資金として使用するものとする。

- (1) 品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱第 2 条各号に掲げる者で、品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき助成金の交付決定を受けたもの
- (2) 品川区地域連携型商店街事業助成金交付要綱第 3 条各号に掲げる者で、品川区地域連携型商店街事業助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき助成金の交付決定を受けたもの
- (3) 東京都が実施している商店街チャレンジ戦略支援事業に基づく補助金の交付決定を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める事業を実施する商店街（前払いや概算払いが可能な助成金事業は除く。）については資金の貸付けをできるものとする。

(貸付額)

第 3 条 区長は、区振連に対し前条に規定する商店街事業資金を予算の範囲内で貸付ける

ものとする。

(貸付条件)

第4条 商店街事業資金の貸付条件は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 貸付期間 貸付けた日の属する年度の3月末までとするが、事務処理に要する期間として貸付期間の翌日から2週間（特段の事情がある場合には、別に定める期間）を猶予期間とする。
- (2) 貸付利息 無利息とする。
- (3) 償還方法 品川区の発行する納入通知書により償還する。
- (4) 遅延利息 貸付期限（猶予期間含む）までに償還しないときは遅延日数に応じ貸付額の年10.95%の割合で計算した額とする。

2 区長は、前項のほか必要に応じ貸付条件を付することができる。

3 区長は、災害・その他特別の理由があると認めるときは、第1項第4号に規定する遅延利息を免除することができる。

(商店街事業資金の管理・運用)

第5条 区振連は、第2条に規定する商店街事業資金の使途を十分に考慮し、その適正な管理・運用に努めなければならない。

(貸付けの申請)

第6条 区振連は、商店街事業資金の貸付けを申請しようとするときは、貸付申請書（第1号様式）を区長に申請しなければならない。

(貸付決定の通知)

第7条 区長は、前条の申請に対して貸付けを決定したときは、貸付決定書（第2号様式）により区振連に通知する。

(貸付けの実施)

第8条 区長は、前条の決定通知に基づき区振連から貸付請求書（第3号様式）が提出されたときは、すみやかに商店街事業資金の貸付けを実施する。

(商店街事業資金の返還)

第9条 区長は、区振連が次の各号のいずれかに該当するときは、商店街事業資金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第2条に規定する使途に反して使用したとき。
- (2) 事業を中止し、または、廃止したとき。

(報告および調査)

第10条 区振連は、貸付けを受けた日の属する年度の10月末現在および完了時における

商店街事業資金の貸付状況等について報告書（第４号様式）を区長に提出しなければならない。区長は、その他必要に応じ区振連に対し商店街事業資金の用途および管理等について報告を求め、または必要な調査を行うことができる。

（委任）

第 11 条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 24 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 28 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和 2 年 11 月 10 日から適用する。

2 令和 2 年度におけるこの要綱に基づく事業の実施については、第 1 条中「または品川区地域連携型商店街事業助成金交付要綱（平成 29 年品川区要綱第 77 号）の規定に基づき助成金の交付決定を受けたイベント事業」とあるのは「もしくは品川区地域連携型商店街事業助成金交付要綱（平成 29 年品川区要綱第 77 号）の規定に基づき助成金の交付決定を受けたイベント事業または令和 2 年度 GoTo 商店街事業募集要領（令和 2 年 10 月 30 日 GoTo 商店街事務局）の規定に基づき事務局による採択を受けたイベント等」と、第 2 条中「または品川区地域連携型商店街事業助成金交付要綱第 3 条各号に掲げる

者で、品川区地域連携型商店街事業助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき助成金の交付決定を受けた者」とあるのは「、品川区地域連携型商店街事業助成金交付要綱第 3 条各号に掲げる者で、品川区地域連携型商店街事業助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき助成金の交付決定を受けた者または令和 2 年度 GoTo 商店街事業募集要領の規定に基づき事務局による採択を受けたイベント等を実施する者」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

団 体 名	品川区商店街振興組合連合会
代 表 者 名	理事長
住 所	品川区西品川1-28-3

年度 商店街事業資金 貸付申請書

下記のとおり商店街事業資金の貸付けを申請します。

記

1. 金 額
2. 借 受 の 理 由 商店街等の事業を円滑に実施するため
3. 添 付 書 類 (1) 定 款
 (2) 年度 予算書
 (3) 年度 事業計画
 (4) 年度 貸付対象一覧
 (5) 貸付手続きに関する規定

第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

品川区商店街振興組合連合会
理事長

様

品川区長

年度 商店街事業資金 貸付決定書

年 月 日付 文書番号により申請のあった商店街事業資金の貸付けについて、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 貸付金額

2. 貸付条件 「品川区商店街事業資金の貸付けに関する要綱」の規定を遵守すること

3. 償還期限 年 月 日

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長あて

団体名	品川区商店街振興組合連合会
代表者名	理事長
住所	品川区西品川1-28-3

年度 商店街事業資金 貸付請求書

年 月 日付 文書番号により決定のあった商店街事業資金の貸付けについて、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

円

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

団 体 名 品川区商店街振興組合連合会
代 表 者 名 理事長
住 所 品川区西品川1-28-3

年度 商店街事業資金 貸付状況報告書（完了・10月末現在）

下記のとおり 年度の商店街事業資金の貸付状況等について、報告します。

記

1. 貸付状況等一覧

（単位：円）

No.	助成金 種別	商店街等 名	事業名	貸付 限度額	貸付額	貸付 年月日	返還 年月日	備考

2. 添付書類 （1）管理通帳の写し